

人事行政の運営等の状況について

銚田・大洗広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（令和 3 年銚田・大洗広域事務組合条例第 21 号）の規定に基づき、銚田・大洗広域事務組合の人事行政の運営等の状況について、以下のとおり公表します。

令和 7 年 7 月 1 日

銚田・大洗広域事務組合
管理者 岸田 一夫

1 職員の任免及び職員数に関する状況

組合の職員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定による組合を組織する銚田市及び大洗町からの派遣職員で構成されており、派遣元市町及び組合の職員の身分を併任しています。

(1) 職員の任命等の状況

区 分	人 数
併任発令（令和 7 年 4 月 1 日）	2 人
併任解除（令和 7 年 3 月 31 日）	2 人

(2) 職員数の状況（各年 4 月 1 日現在）

区 分	令和 6 年	令和 7 年	対前年増減数
一般行政職	6 人	6 人	0 人

2 職員の人事評価の状況

職員の人事評価は、派遣元市町において実施しています。

3 職員の給与の状況

職員の給与（時間外勤務手当等を除く。）は、派遣元市町の関係規定より派遣元市町が支給し、その経費を組合が負担しています。

令和 6 年度に組合が支給した職員手当は、次のとおりです。

区 分	支給額
時間外勤務手当・休日勤務手当	2,784,579 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（令和7年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2) 休暇の取得状況（令和6年度）

区 分	取得状況
年次休暇	平均取得日数 12.6日
療養休暇	取得者数 3人
特別休暇	取得者数 6人
介護休暇	取得者数 0人

※ 年次休暇における平均取得日数は、令和6年1月1日から同年12月31日までの間の職員1人当たりの取得日数です。

5 職員の休業に関する状況

職員の休業は、派遣元市町の関係規定により取得することができます。

令和6年度における休業取得者はいませんでした。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

職員の分限及び懲戒処分は、派遣元市町の関係規定により、組合の報告に基づいて派遣元市町が行います。

令和6年度における分限及び懲戒処分はありませんでした。

7 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされており、法令及び職務命令に従う義務をはじめとして、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務など、職務上の制約が課されています。

8 職員の退職管理の状況

職員は、派遣元市町及び組合の職員の身分を併任していることから、退職に当たっては、併任が免ぜられ、派遣元市町に帰任してからとなるため、職員の退職管理は、派遣元市町において実施しています。

9 職員の研修の状況

職務遂行に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため、派遣元市町が実施する研修や国、県等が主催する研修に参加しています。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生の状況

厚生制度及び共済制度における各種事業（健康診断、病気等に対する給付、年金の給付等）は、派遣元市町及び茨城県市町村職員共済組合において実施しています。

(2) 公務災害等の状況

公務上又は通勤途上の災害を受けた職員に対する各種補償は、地方公務員災害補償基金において実施しています。

令和6年度における公務災害及び通勤災害の認定はありませんでした。

(3) 利益の保護の状況

職員は、労働基本権の一部が制約されていることから、中立的な機関である公平委員会に対して、身分上及び経済上の権利利益の保護を求めることができます。

令和6年度における勤務条件に関する措置要求事案及び不利益処分に関する審査請求事案はありませんでした。